

Title	内池慶四郎教授略歴；内池慶四郎教授主要業績
Sub Title	
Author	
Publisher	慶應義塾大学法学会
Publication year	1997
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.70, No.12 (1997. 12) ,p.597- 600
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	内池慶四郎教授退職記念号
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19971228-0597

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

内池慶四郎教授略歴

昭和七年七月一日 福島市生

昭和二六年 福島県立福島高等学校卒業・慶應義塾大学法学部法律学科入学

昭和三〇年 慶應義塾大学法学部法律学科卒業

昭和三二年 慶應義塾大学大学院修士課程修了

同年 慶應義塾大学法学部助手・民法専攻

昭和三八年～三九年 福沢基金による第一回義塾派遣留学生として西独ザールラント大学に留学

昭和三八年 慶應義塾大学法学部助教

昭和四三年 『出訴期限規則略史——明治時効法の一系譜——』（慶應義塾大学法学研究会叢書）により法学博士の

学位を取得。同書により義塾賞を受賞

昭和四四年 慶應義塾大学法学部教授

昭和五七年 西独ザールラント大学に義塾派遣留学

平成五年 『消滅時効法の研究』により福沢賞を受賞

同年一〇月～九年九月 慶應義塾メディアネットワーク所長・兼慶應義塾図書館長

日本私法学会・比較法学会に所属。

慶應義塾大学法学部司法研究室所長・慶應義塾体育会フェンシング部長・文部省科学研究費助成委員・日本私法学会理事・法学部選出慶應義塾評議員等を務める。

内池慶四郎教授主要業績

(一) 著書

出訴期限規則略史——明治時効法の一系譜——

不法行為責任の消滅時効——民法第七二四条論——

消滅時効法の原理と歴史的課題

法律学者神戸寅次郎——慶應義塾の知的伝統——

神戸寅次郎民法講義 共編者 津田利治

共著

法学新講（慶應通信）、基本法コンメンタール・民法総論（日本評論社）、損害賠償法講座 1（日本評論社）、民法学 1

——7（有斐閣）、その他。

(二) 論文・資料

時効における援用と中断との関係

受託者の権利——ノルトによる管理権の構成——（資料） 共同執筆 田中実 法学研究三〇巻 六号 昭和三二年

瑕疵担保責任の前提——種類売買に対する適用可能性に関連して——

慶應義塾創立百年記念論文集第一部 昭和三四年

瑕疵担保責任と契約類型

私法と比較法の諸問題（小池隆一博士還暦記念論文集） 昭和三五年

債権の準占有と受取証書

法学研究三四巻 一号 昭和三六年

慶應義塾大学法学研究会叢書第二〇巻 昭和四三年

消滅時効法研究第一巻 成文堂 平成五年

消滅時効法研究第二巻 成文堂 平成五年

福沢記念選書五七巻 平成七年

慶應義塾大学法学研究会叢書第六〇巻 平成八年

スーパーマーケットに関する法律上の諸問題——西独の判例・学説を中心として——

共同執筆 宮沢浩一

無意識的不合意と錯誤との関係について——意思表示解釈の原理をめぐり

法学研究三六卷 一号 昭和三八年
法学研究三八卷 一号 昭和四〇年

時効の目的とその根拠について——時効要件としての時間経過の意味——

私法二八号 昭和四一年

不法行為による損害賠償請求権の時効起算点——被害者における認識の原理とその限界——

法学研究四四卷 三号 昭和四六年

明治一八年司法省「民事期満効規則」草案と出訴期限規則改正の動向——明治前期時効法形成の一過程として——

法学研究四六卷 二一號 昭和四八年

時効制度の法的構成——その基本原理との関連から——

ジュリスト別冊法学教室 昭和四八年

継続的不法行為による損害賠償請求権の時効起算点——被害者認識の仮構と現実——

法学研究四八卷一〇号・一一号 昭和五〇年

現行時効法の成立とボアソナード理論

明治法制史政治史の諸問題（手塚豊教授退職記念論文集） 昭和五二年

Das japanische Recht heute und seine Entwicklung unter europäischem Einfluss

——aufgezeigt am Rechtsinstitut der Verjährung——

Archiv für die civilistische Praxis 184, Band, S. 329ff. 1984

不法行為責任の短期時効と信頼保護の法理

法学研究五九卷 二一號 昭和六一年

近時判例における民法七二四条後段所定の二〇年期間の問題性——違法買収・売渡処分関係事例——

法学研究五九卷 二二號 昭和六一年

続・近時判例における民法七二四条後段所定の二〇年期間の問題性

——再審無罪判決・労災職業病・登記過誤その他関係事例——

法学研究六〇卷 二一號 昭和六二年

民法一六七条における債権一〇年時効制の立法史的意義とその現在の課題法学研究六〇卷九号・一〇号 昭和六二年

法と言葉——シェイクスピアの戯曲にみられる約束の力と解釈の問題——

教養論叢七七号 昭和六三年

時効の制度倫理と援用の問題——梅謙次郎とボアソナードを結ぶもの—— 法学研究六一卷 三・四号 昭和六三年
民法七二四条後段の法意——二〇年期間の法的性質について—— 法学研究六四卷 六・七号 平成三年

不法行為責任の時効起算点とその原理的課題

法学研究六四卷 一二号 平成三年

神戸寅次郎先生講述 債権法総論講義(資料)

共同執筆 津田利治

近代日本研究七号 平成三年

神戸寅次郎先生講述 債権法各論講義(資料)

共同執筆 津田利治

近代日本研究八号 平成四年

神戸寅次郎先生講述 民法総論講義(資料)

共同執筆 津田利治

法学研究六五卷 四・五号 平成四年

津田利治先生「横槍民法総論」質問録——私の研究ノートI——

法学研究六六卷 一二号 平成五年

法律学者 神戸寅次郎

三田評論一九九四・八—九合併号 平成六年

法と言葉と解釈の問題

三色旗一九九四・九月号・一〇月号 平成六年

Zweck und Begründung der Verjährung

Keio Law Review No.7, 1994

津田利治先生「会社法以前」質問録——私の研究ノートII——

民事手続法の改革(ゲルハルト・リュケ教授退官記念論文集) 平成七年

神戸寅次郎「契約解除論」再考——私の研究ノートIII——

法学研究六九卷 二号 平成八年

峯村光郎教授筆記・神戸寅次郎先生講述 民法総論(法律行為ノ部)——神戸寅次郎民法講義拾遺I——(資料)

法学研究六九卷 八号 平成八年

社団法人の招集手続と意思表示の効力発生時期——民法六二条と九七条の立法審議過程における論争に関連して——

法学研究七〇卷 一号 平成九年

蘆立文二氏筆記・神戸寅次郎先生講述 契約総論(合致論ノ部)——神戸寅次郎民法講義拾遺II——(資料)

法学研究七〇卷 七号 平成九年

その他、判例研究・書評等(法学研究・民商法雑誌その他に所載)が多数ある。